

令和 6 年度 丸亀市一般廃棄物処理実施計画 (案)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度における丸亀市一般廃棄物処理基本計画 後期計画 (令和 4 年丸亀市告示第 1271 号。以下「基本計画」という。) の実施のために必要なごみ処理に関する実施計画を次のように定める。

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

基本計画で定めた一般廃棄物の排出量及び見込みは別紙 1・2 のとおりである。

2 家庭系ごみ等の処理

- (1) 市民は各世帯に配布された「丸亀市ごみ収集カレンダー」に則して家庭で発生するごみを排出し、市は生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬し、処理するものとする。
- (2) 使用済小型電子機器等について、ごみの減量化と資源保全のため市役所や各コミュニティセンターなどで行っている拠点回収を継続して実施する。
- (3) 家庭から排出された使用済食用油について、ごみの減量化と再資源化のためクリーンセンター丸亀や市民総合センター、コミュニティセンターでの拠点回収を行うとともに回収場所の拡大に努める。
- (4) ごみの減量化と再資源化につながる廃プラスチックの収集に向け、クリーンセンター丸亀と市民総合センターで試行的に拠点回収を行い、収集内容の分析を行う。
- (5) 次のごみについては、必要に応じて市が対応する。
 - ア 地域住民による公共の場所及び河川等の一斉清掃等のごみ
 - イ 公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難なもの
 - ウ 災害等により生じたごみその他環境保全上処理が必要なごみ

3 事業系ごみの処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 第 3 条の規定に基づき、事業活動により生じたごみは、事業者自らがその責任において適正に処理を行うものとする。

4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

基本計画に定めたもののほか、具体的な施策は別紙 3 のとおりである。
また、各施策の進行管理については、実施計画進行管理票を作成し行う。